

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年10月21日	第74号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第62号)	3
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第63号)	5
○ 名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第64号)	6
告 示	
○ 道路の位置の指定を受けた道路の廃止の指定 (住都・建築指導課) (第620号)	7
○ 久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画 の変更の認定 (住都・都心まちづくり課) (第621号)	8
○ 仮清算金通知に係る公示送達 (住都・市街地整備課) (第622号)	10
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第623号)	11
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第624号)	25
○ 名古屋市瑞穂公園野球場及び駐車場の臨時開場について (ス市・スポーツ振興室) (第625号)	27
○ ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の当選人 (住都・ささしまライブ24総合整備事務所) (第626号)	28
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定め る告示の一部改正について (消防・総務課) (第627号)	29
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第24号)	30
○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について (第25号)	31
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第17号)	32
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正 (第37号)	38
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課)	39
○ 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会)	42

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第62号）
 - 1 改正内容
名古屋市にじが丘荘の改築移転に伴い、位置を変更します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
別に規則で定める日から施行します。

- 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第63号）
 - 1 改正内容
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部を改正する条例（第64号）
 - 1 改正内容
建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年10月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第62号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市にじが丘荘	名古屋市名東区にじが丘 3丁目 17番地
---	-----------	-------------------------

を

」

「

〃	名古屋市にじが丘荘	名古屋市千種区北千種二丁目 1 番 5号
---	-----------	-------------------------

に

」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第63号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第43号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年10月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第64号

名古屋市中高層建築物日影規制条例の一部を改正する条例

名古屋市中高層建築物日影規制条例（昭和52年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「第52条第 1 項第 7 号」を「第52条第 1 項第 8 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 620号

道路の位置の指定を受けた道路の廃止の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定により道路の位置の指定を受けた道路について廃止の指定をしました。

令和 2年10月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 廃止の指定をした道路の位置

名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根 2番 5、39番12及び39番21の各一部

2 廃止の指定をした道路の指定年月日及び番号

昭和47年 7月26日第21号

3 廃止の指定をした道路の延長及び幅員

延長 33.200メートル 幅員 4.000メートル

4 廃止年月日

令和 2年10月13日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 621号

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の変更の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の 6第 1項の規定により、次のとおり公募設置等計画の変更が適当である旨の認定をいたしましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条の 5第 2項の規定により、次のとおり公示します。

令和 2年10月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定計画提出者

三井不動産株式会社

2 変更の認定をした日

令和 2年 8月27日

3 認定の有効期間

令和 2年 8月28日から令和20年 2月28日まで

4 指定した公募対象公園施設の場所

公園名	公園の位置	公募対象公園施設の位置
久屋大通公園	中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目	第 1附図のとおり

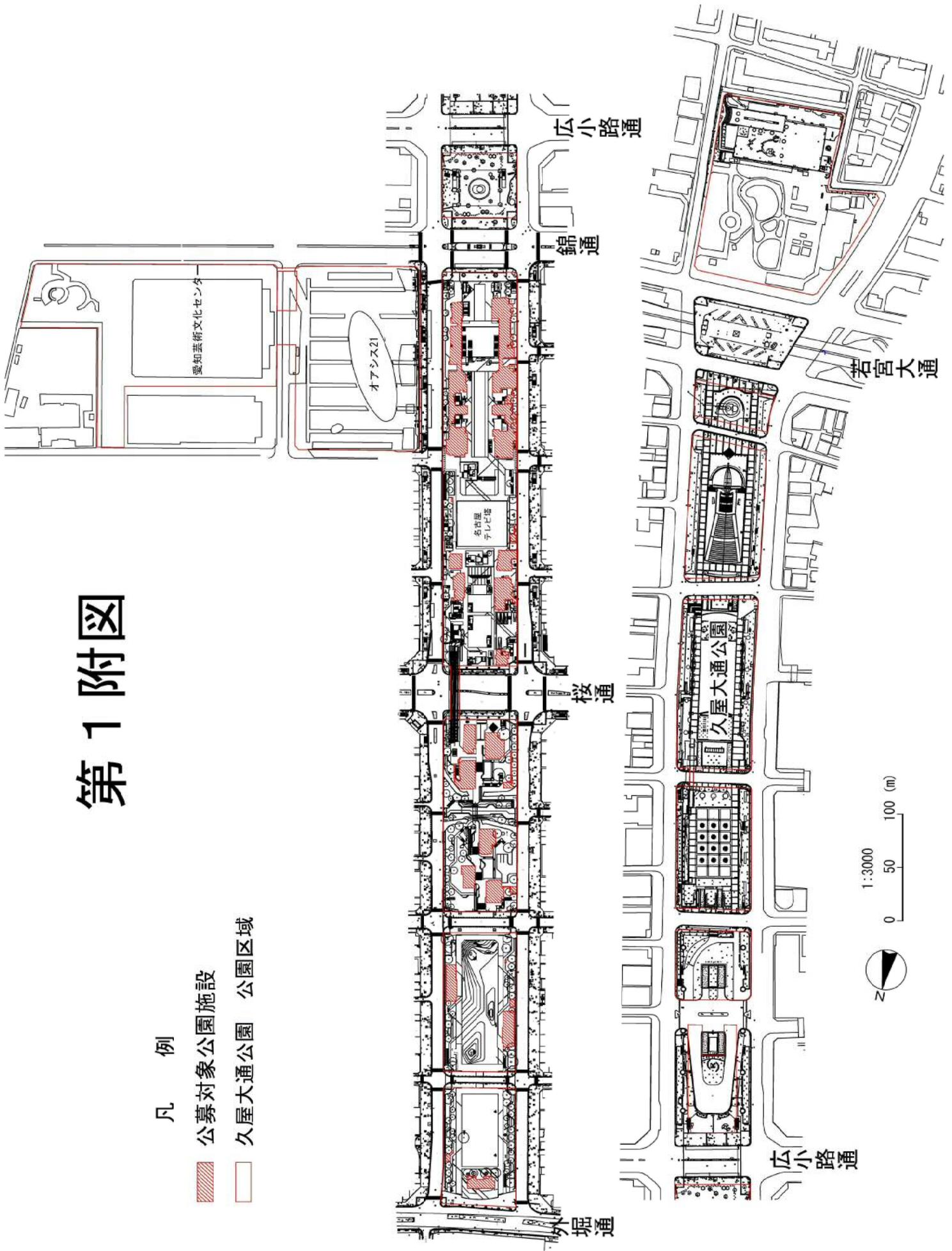
名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

第1 附图

凡 例

 公募対象公園施設

 久屋大通公園 公園区域



名古屋市告示第 622号

仮清算金通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る名古屋都市計画事業下志段味特定土地区画整理事業施行者名古屋市下志段味特定土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 102条第 1項の規定による仮清算金通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656番地所在の組合事務所及び名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1所在の守山区役所志段味支所の掲示板に掲示されています。

令和 2年10月14日

名古屋市長 河 村 たかし

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
有限会社壽ダ や不動産	名古屋市北区山田町 1丁目30 番地	名古屋市守山区大字下志段味 字唐曾1157番 1 名古屋市守山区大字下志段味 字唐曾1157番 6
株式会社日本 道路標識 (旧三幸株式 会社)	愛知県小牧市大字岩崎1242番 地の 7	名古屋市守山区大字下志段味 字新林2132番 1 名古屋市守山区大字下志段味 字穴ヶ洞2271番 117

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第623号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和2年10月15日から供用の開始及び廃止を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年10月15日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定及び道路の区域決定

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	敷地の幅員 メートル	
市道	1	高田町線第1号	名古屋市瑞穂区北原町1丁目1番の2地先から 名古屋市瑞穂区豊岡通1丁目1番地先まで	0.508	18.00	第1図

2 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	敷地の幅員 メートル	
市道	1	榎津東新海第1号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の46地先から 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の54地先まで	0.120	6.00 ～ 6.02	第2図

2	榎津東新海第2号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の29地先から 名古屋市中川区富田町大字榎津字戌新田1401番の4地先まで	0.255	6.00	
3	榎津東新海第3号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字戌新田1401番の2地先から 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1437番の2地先まで	0.114	6.00 ～ 7.00	
4	榎津東新海第4号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の46地先から 名古屋市中川区富田町大字榎津字戌新田1401番の18地先まで	0.117	4.00 ～ 6.50	
5	榎津東新海第5号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の2地先から 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の2地先まで	0.015	6.00	
1	鳴子町第3号線	名古屋市緑区鳴子町3丁目49番の21地先から 名古屋市緑区鳴子町3丁目49番の14地先まで	0.120	6.00	第3 附 図
1	福池二丁目第1号線	名古屋市天白区福池二丁目389番の11地先から 名古屋市天白区福池二丁目389番の6地先まで	0.053	6.00 ～ 6.01	第4 附 図
1	緑ヶ丘第120号線	名古屋市守山区緑ヶ丘1007番地先から 名古屋市守山区小幡四丁目1714番の1地先まで	0.108	9.32 ～ 23.46	第5 附 図

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路線名	起 終	点 点	摘 要
ア	東19号線	起点 名古屋市北区東味鉢二丁目28番地先 終点 名古屋市北区東味鉢二丁目2412番の11地先		第6 附 図
イ	東6号線	起点 名古屋市北区東味鉢二丁目2419番の2地先 終点 名古屋市北区東味鉢二丁目26番地先		

ウ	東味鋤二丁目第3号線	起点 名古屋市北区東味鋤二丁目2329番の1地先 終点 名古屋市北区東味鋤二丁目2324番地先	
エ	東8号線	起点 名古屋市北区東味鋤二丁目2201番の2地先 終点 名古屋市北区東味鋤二丁目22番地先	
オ	東9号線	起点 名古屋市北区東味鋤二丁目2101番の2地先 終点 名古屋市北区東味鋤二丁目2101番の1地先	
カ	東10号線	起点 名古屋市北区東味鋤二丁目2001番の2地先 終点 名古屋市北区東味鋤二丁目2001番の1地先	
キ	東山畑第1号線	起点 名古屋市北区東味鋤二丁目1901番の2地先 終点 名古屋市北区東味鋤二丁目17番地先	
ク	東1号線	起点 名古屋市北区東味鋤三丁目1317番地先 終点 名古屋市北区東味鋤三丁目1318番の1地先	
ア	榎津郷中川田線	起点 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の60地先 終点 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1430番の60地先	第7 附 図
イ	榎津郷中東新海1号線	起点 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1446番地先 終点 名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1437番の2地先	
ア	田光8号	起点 名古屋市瑞穂区大喜町5丁目47番地先 終点 名古屋市瑞穂区田光町3丁目7番の2地先	第8 附 図
ア	有松第17号線	起点 名古屋市緑区有松町大字有松字往還南247番の8地先 終点 名古屋市緑区有松町大字有松字往還南248番の5地先	第9 附 図
ア	翠松園線	起点 名古屋市守山区小幡四丁目1507番の1地先 終点 名古屋市守山区茶臼前24番地先	第10 附 図

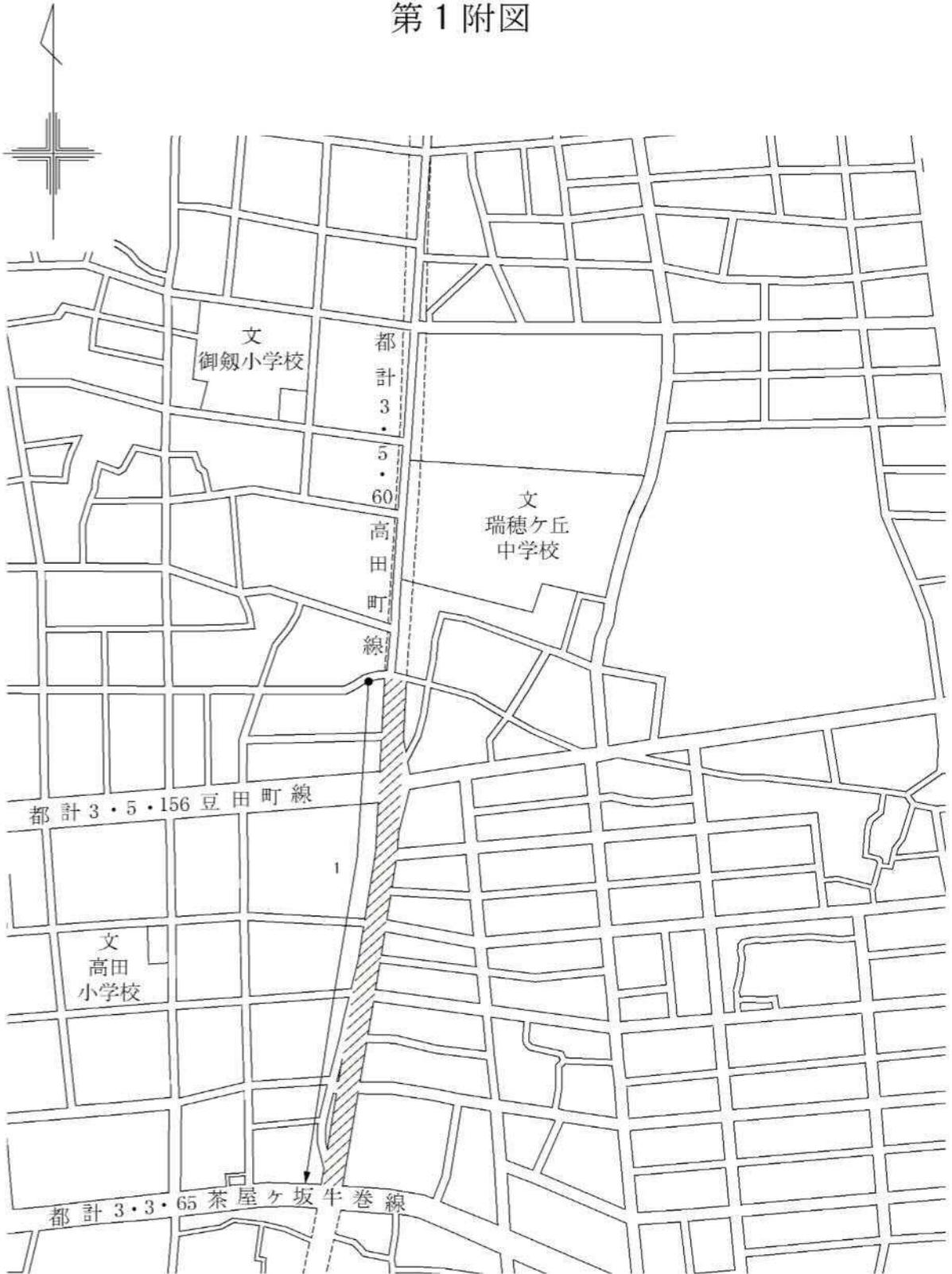
4 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要	
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル		幅 員 メートル
市道	A	榎津郷中東新海1号線	名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1488番の1地先から	前	0.015	平均 2.00	第2 附 図
			名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1446番地先まで	後	0.015	2.92 ～ 3.99	

A	東19号線	名古屋市北区東味鋤二丁目28番地先から 名古屋市北区東味鋤二丁目1811番の3地先まで	前	0.468	4.55 ~ 17.83	第 6 附 図
B				0.342	4.55	
A			後	0.468	4.55 ~ 17.83	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

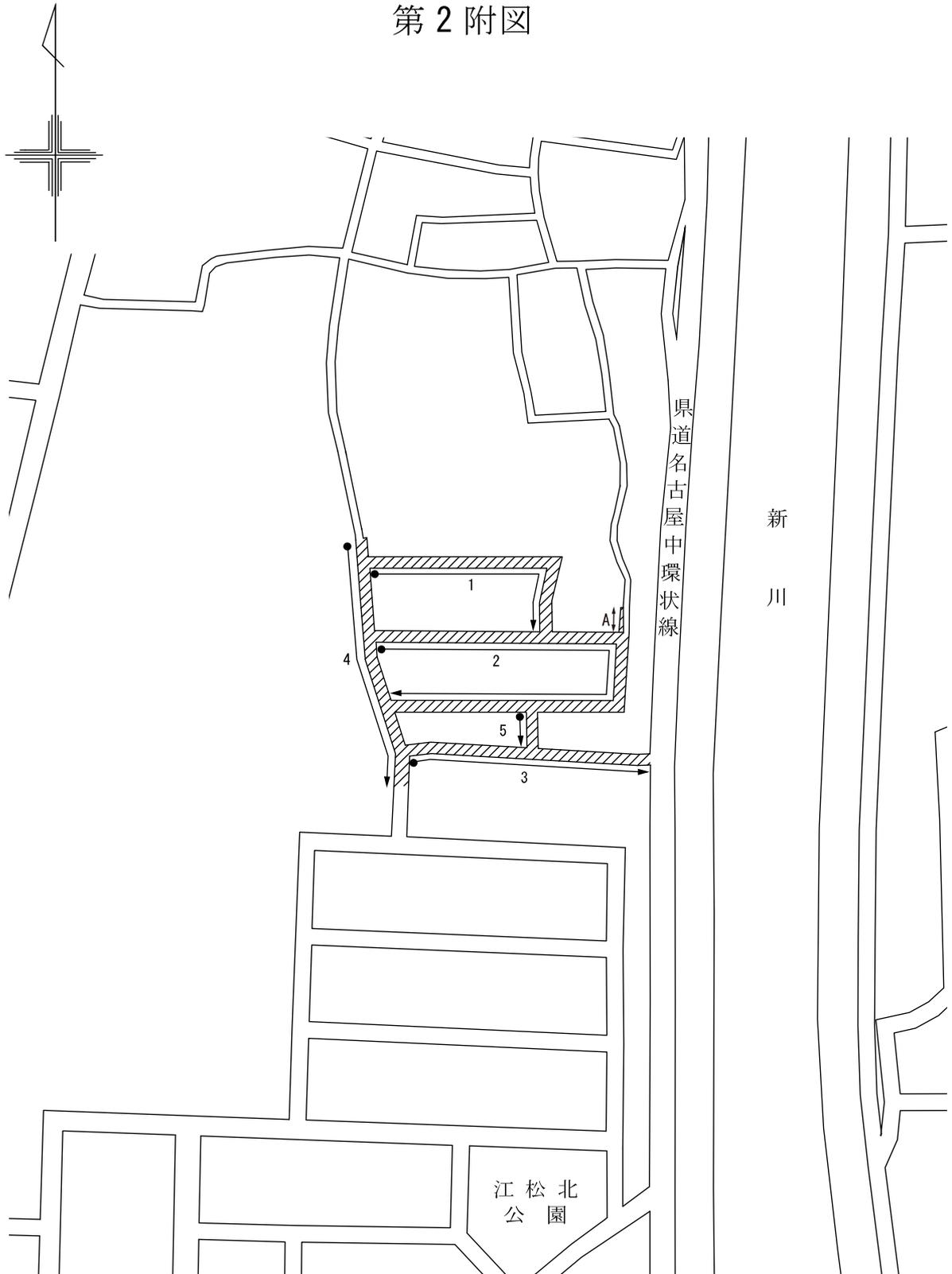
第1 附図



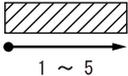
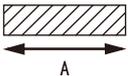
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定する部分

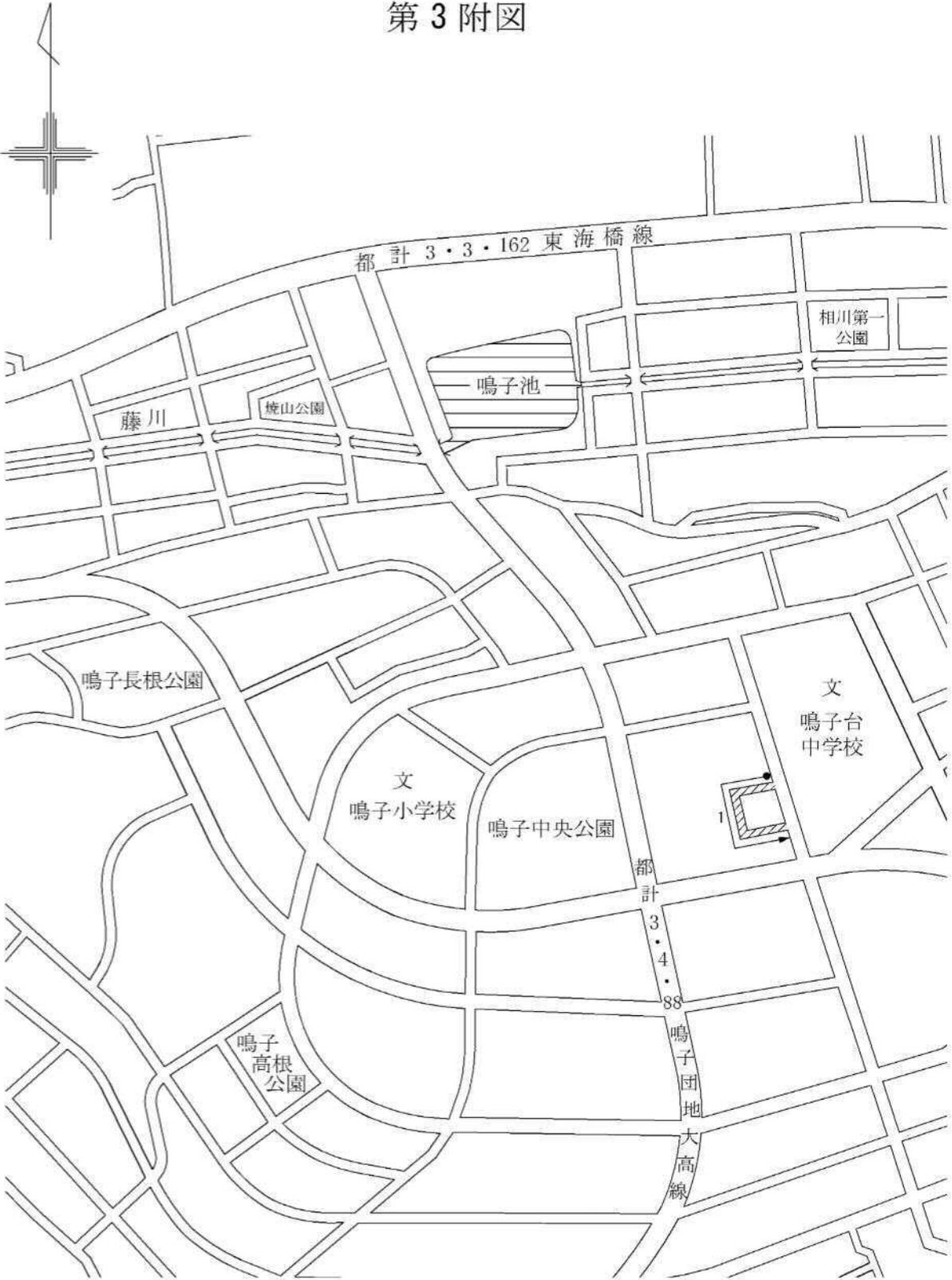
第 2 附図



凡 例

- 
市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分
- 
区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

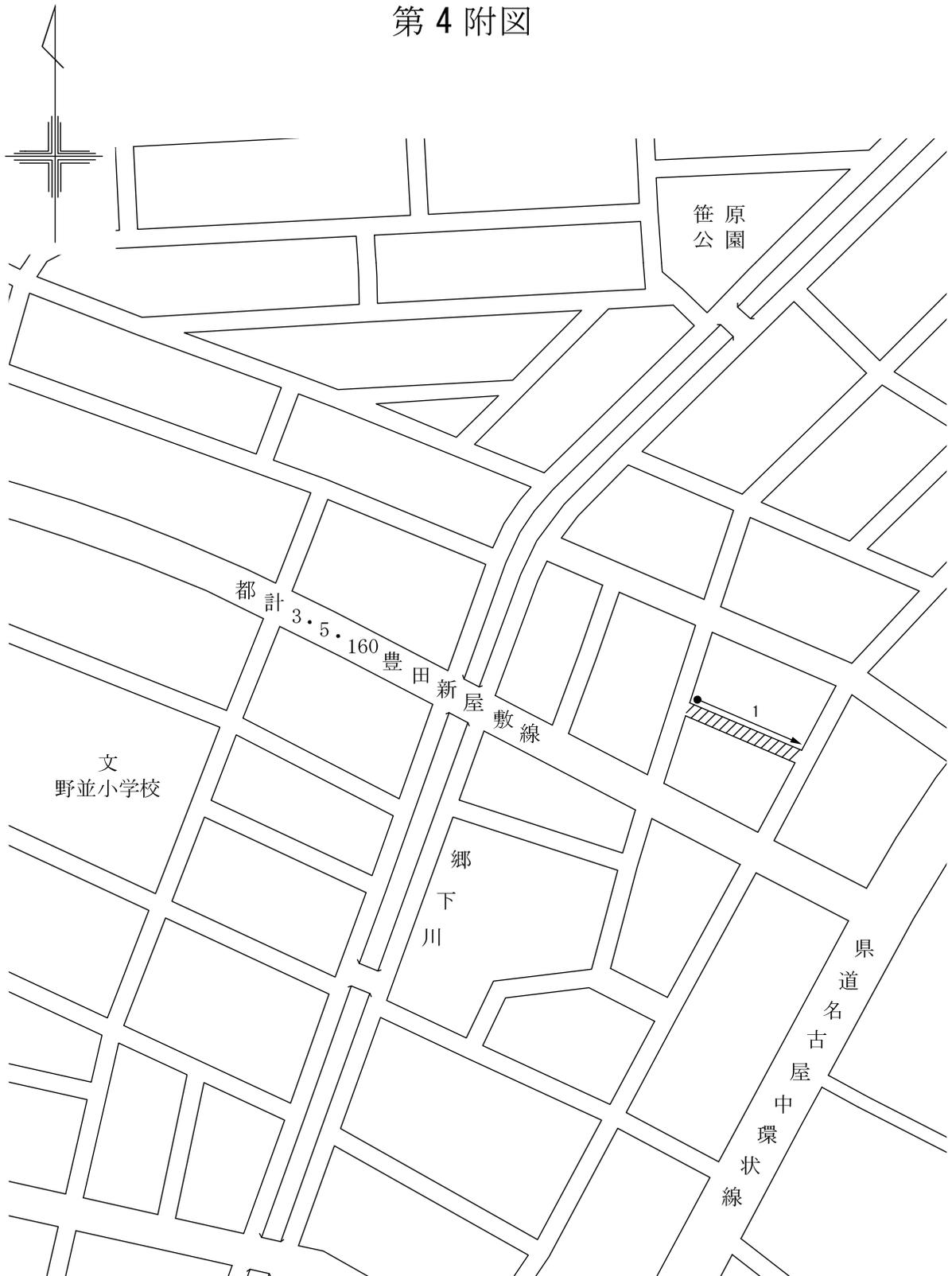
第3附図



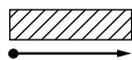
凡例

- 
 市道に認定し道路の区域を
- 
 決定し供用開始する部分

第4附図



凡例

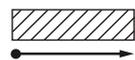


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第5附図

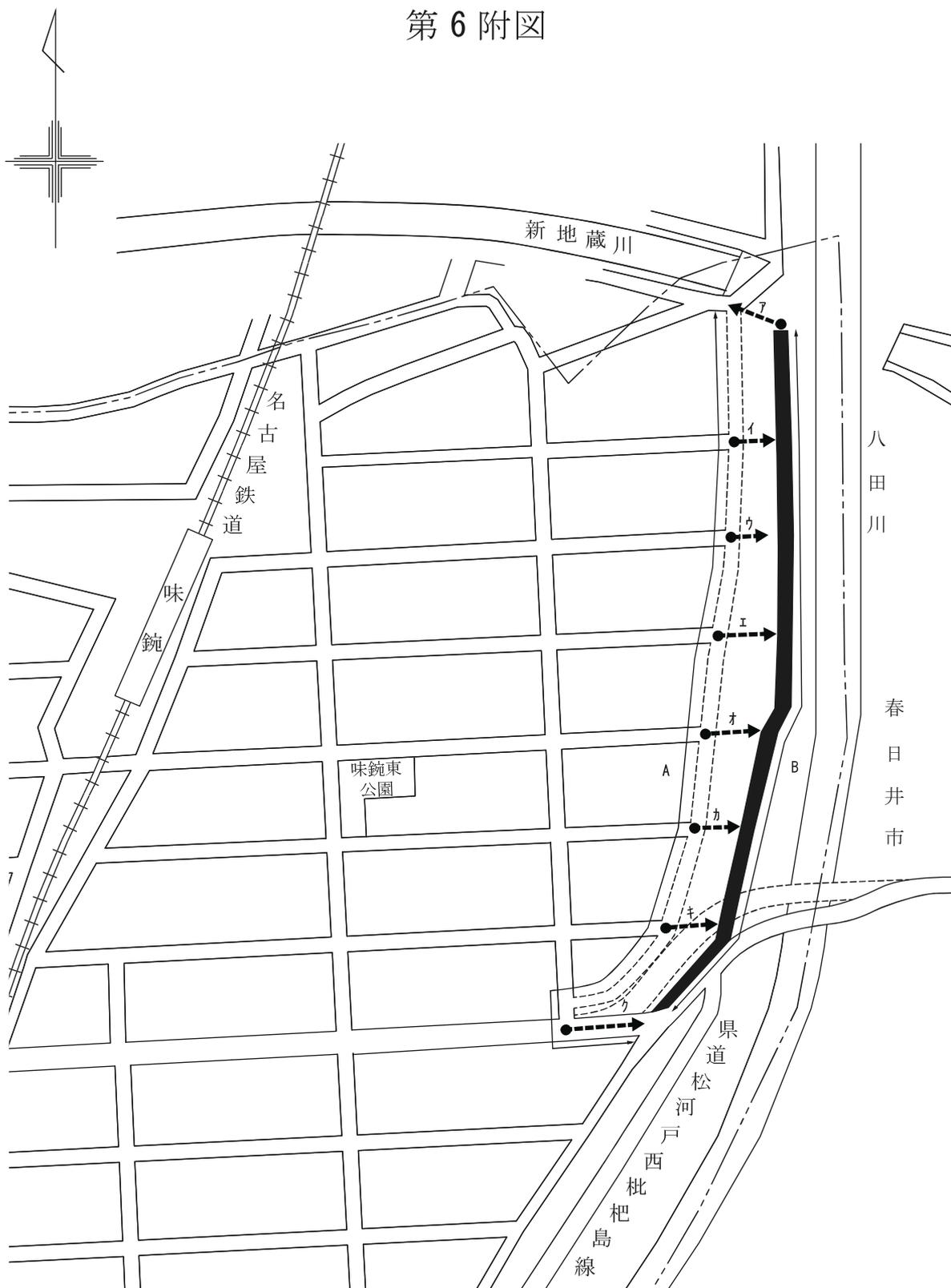


凡例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

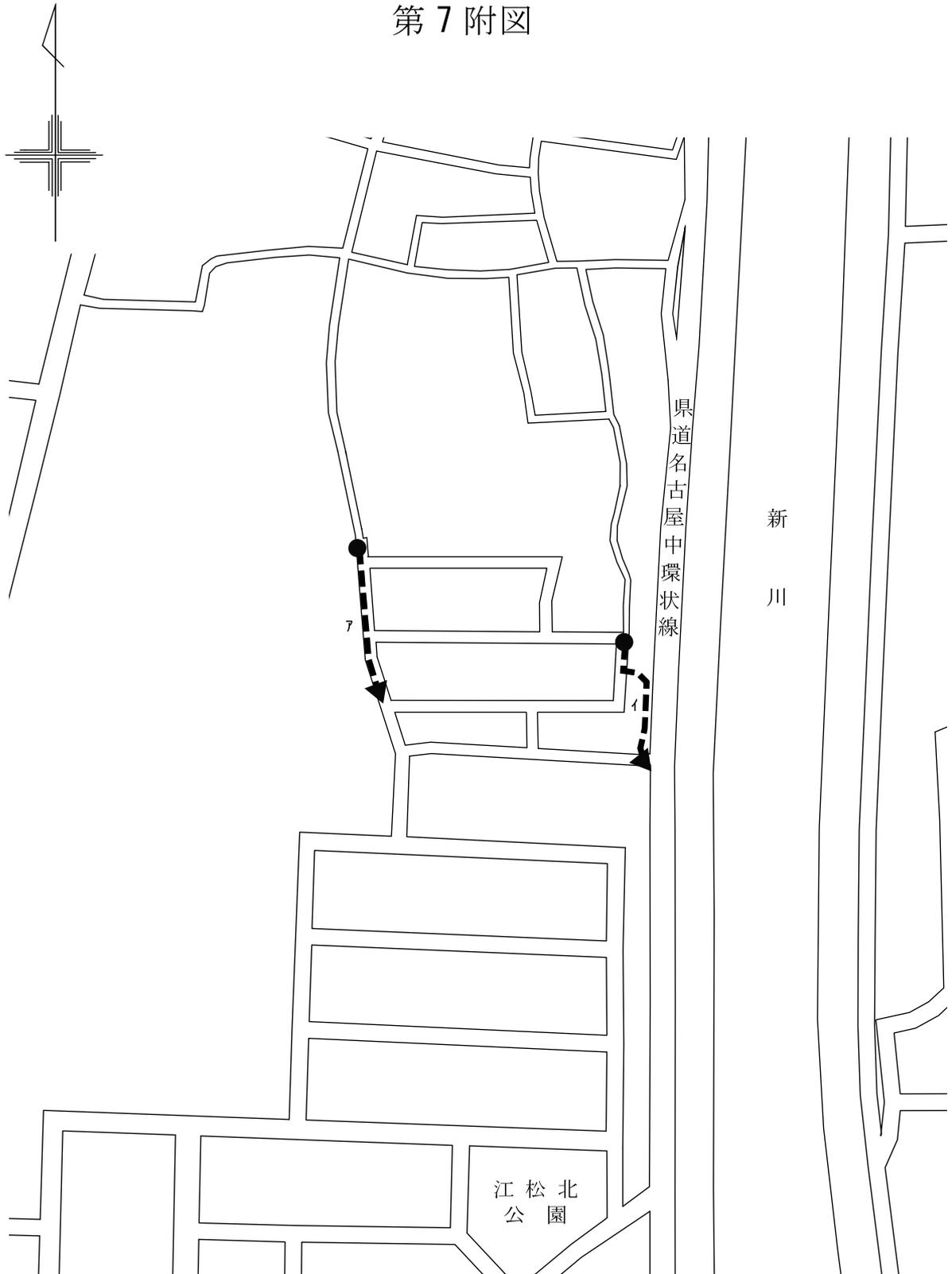
第 6 附図



凡 例

- - - - -> 一部廃止し供用廃止する部分
- ▬▬▬▬▬▬ 区域変更により廃道する部分

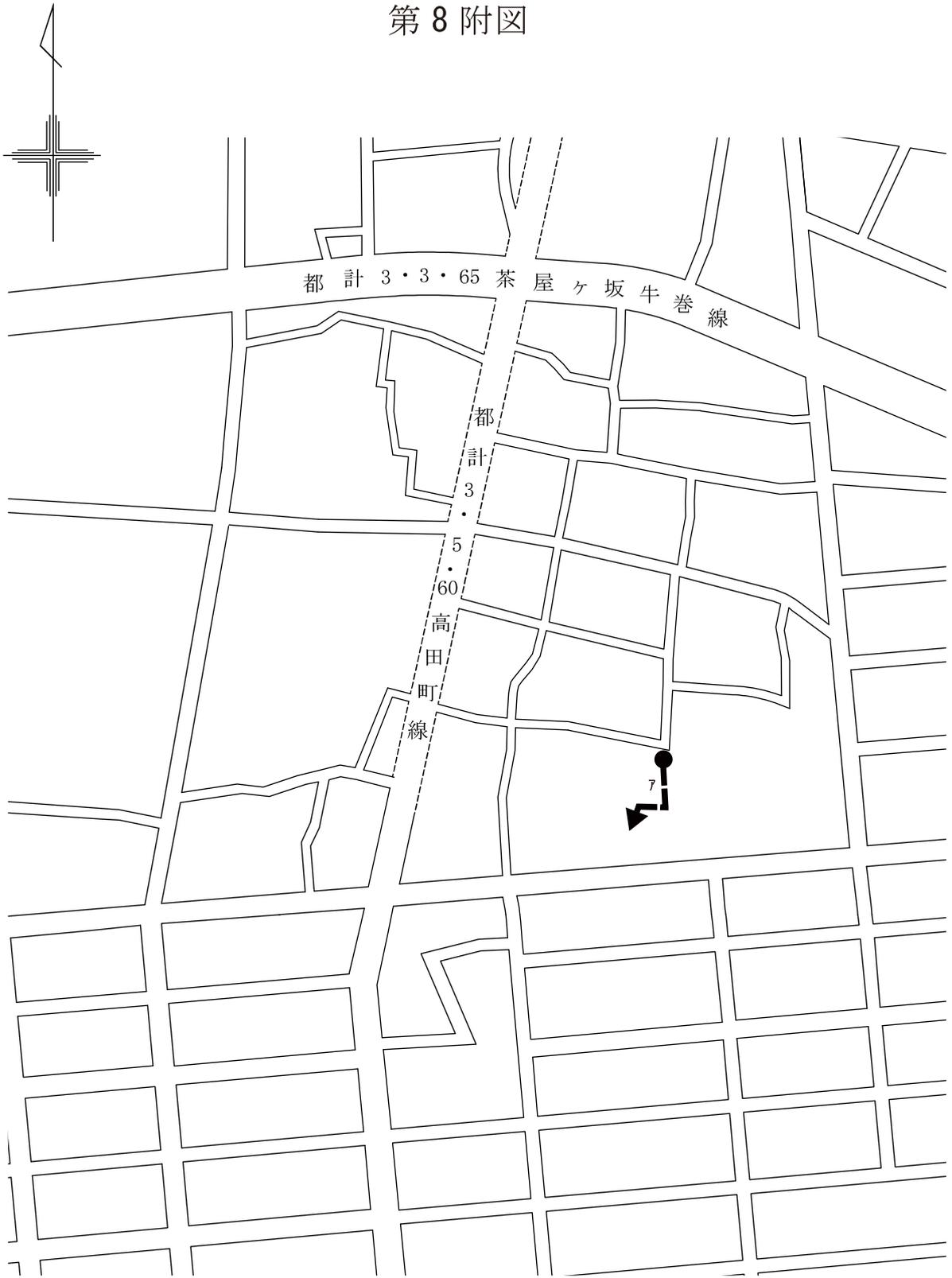
第7 附図



凡 例

● - - - - -> 一部廃止し供用廃止する部分

第 8 附図



凡 例

●-----> 一部廃止し供用廃止する部分

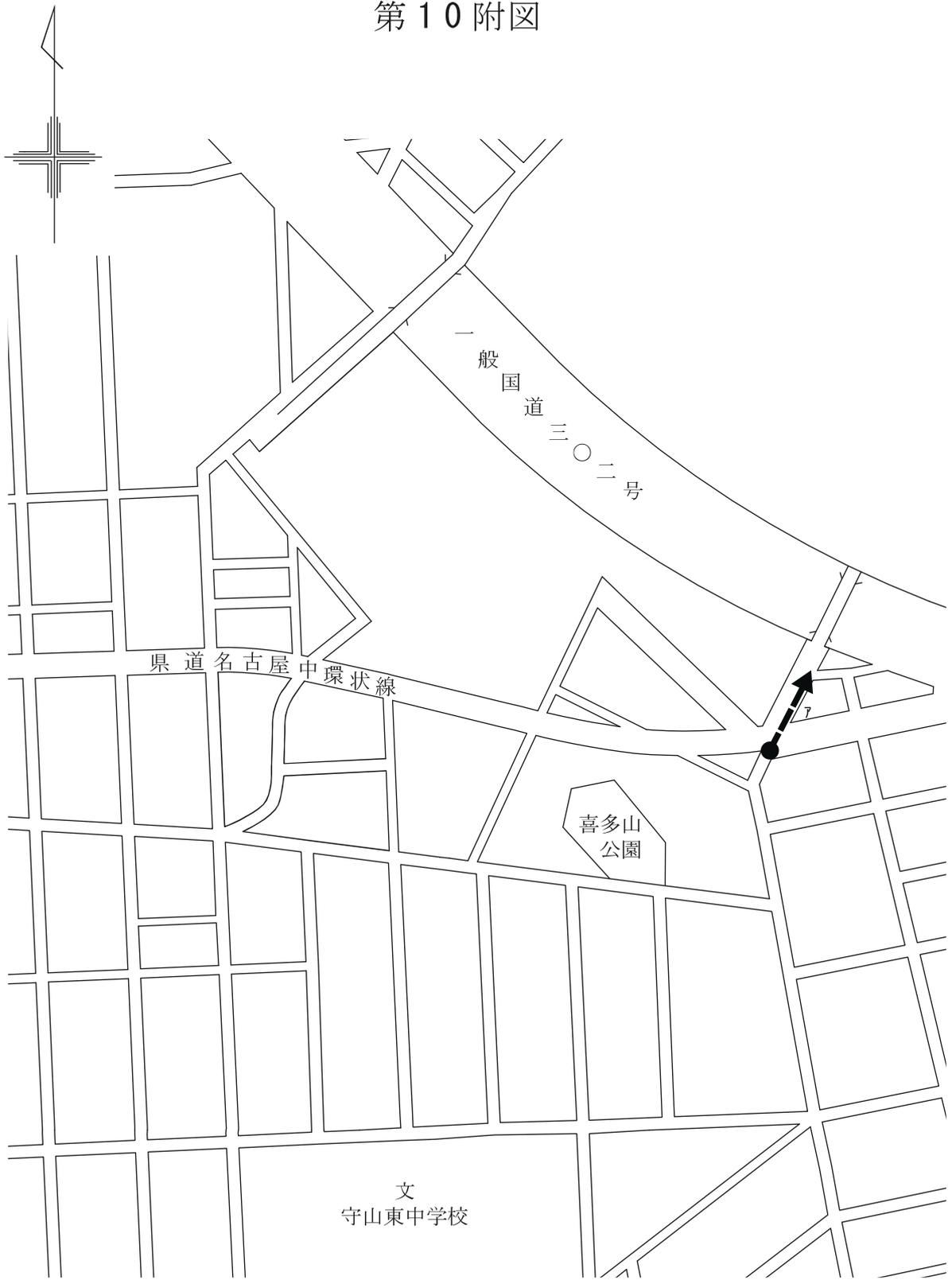
第9 附図



凡 例

●-----> 一部廃止し供用廃止する部分

第10 附図



凡 例

●-----> 一部廃止し供用廃止する部分

名古屋市告示第624号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年10月15日

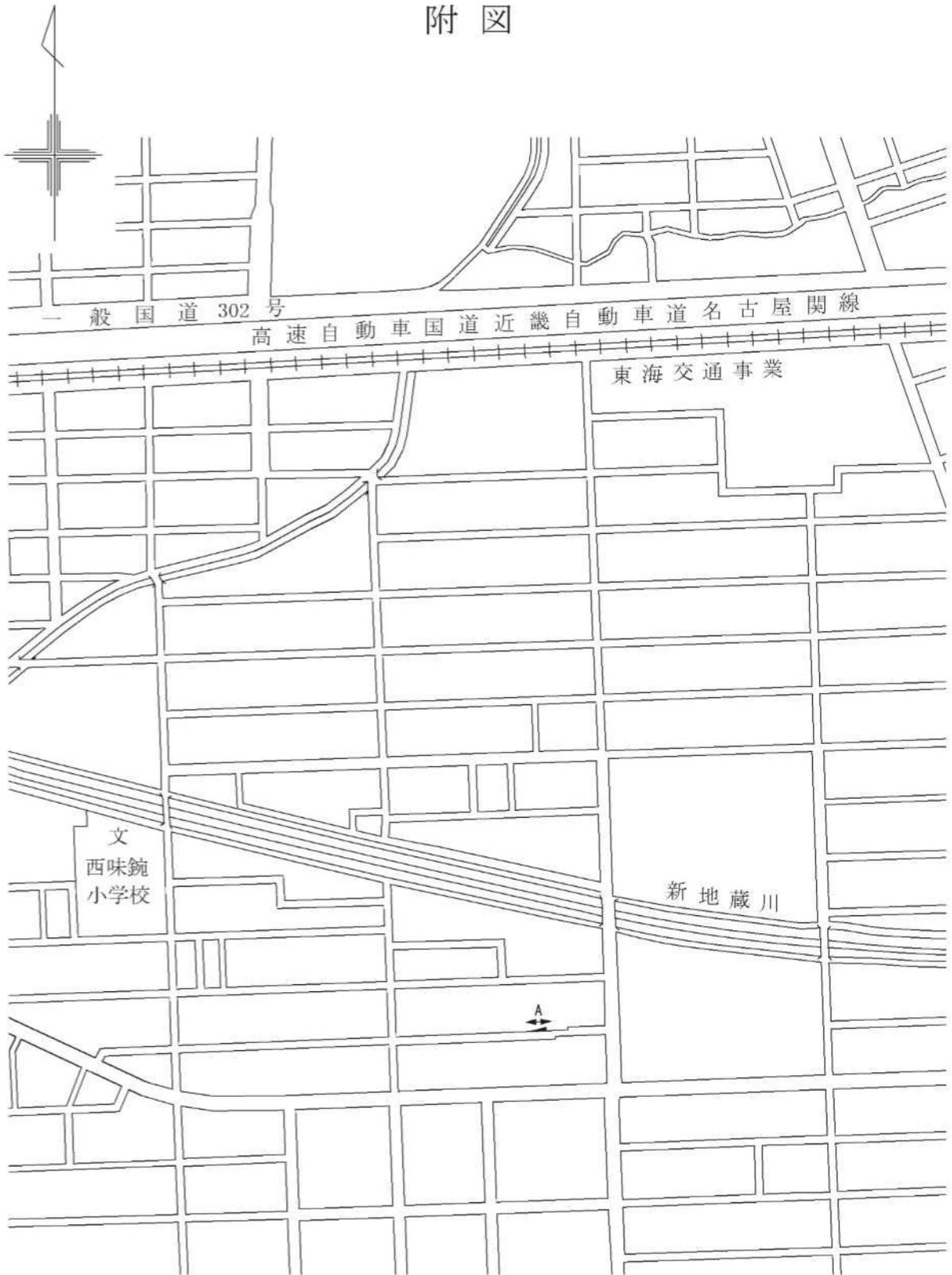
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	味鋤第138号線	名古屋市北区西味鋤三丁目812番の2地先から	前	0.012	6.00 ～ 7.80	附図
			名古屋市北区西味鋤三丁目812番の2地先まで	後	0.012	6.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第 625号

名古屋市瑞穂公園野球場及び駐車場の臨時開場について

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第75号）第 2条第 2項の規定に基づき、名古屋市瑞穂公園野球場及び駐車場を令和 2年10月19日に臨時開場します。

令和 2年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 626号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の当選人

令和 2年10月11日に執行の名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4項の規定により、次のとおり定めました。

令和 2年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
株式会社イデックスホールディングス	名古屋市中区栄三丁目 1番15号
伊藤 滋	名古屋市守山区小幡中一丁目 7番21号
独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区二番町 5番地25
鈴井 一博	名古屋市昭和区妙見町 116番地の 1
中京テレビ放送株式会社	名古屋市中村区平池町四丁目60番地11
株式会社日衡	名古屋市中川区運河町 3番 3号
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 3番 1号
脇田運輸倉庫株式会社	名古屋市中村区名駅南一丁目28番21号

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 627号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号の一部を次のように改正する。

令和 2年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「
名古屋市緑消防署
有松出張所
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山48番地の27
」を

削る。

附 則

この告示は、令和 2年11月 2日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第24号

教育委員会定例会の開催について

令和2年10月16日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和2年10月13日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会表彰について

令和2年度歯科衛生優良校等の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第25号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和2年10月14日から施行します。

令和2年10月14日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二

個人演説会等公営施設設備及び費用額 中村区の表中

「

名古屋市立 日比津中学校	体育館	504	椅子 500脚 500人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
旧名古屋市立 本陣小学校	体育館	544	椅子 100脚 400人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	—	1,500	1,500	2,250

」

を

「

名古屋市立 日比津中学校	体育館	504	椅子 500脚 500人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
-----------------	-----	-----	--------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名古屋市上下水道局告示第17号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年10月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和2年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中川区	江松三丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	江松五丁目		〃	
港区	大西二丁目		〃	〃
	七島一丁目		〃	〃
	七島二丁目		〃	〃

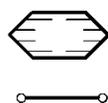
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	港区

排水施設的位置図

中川区（合流式）No. 1

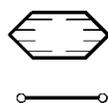
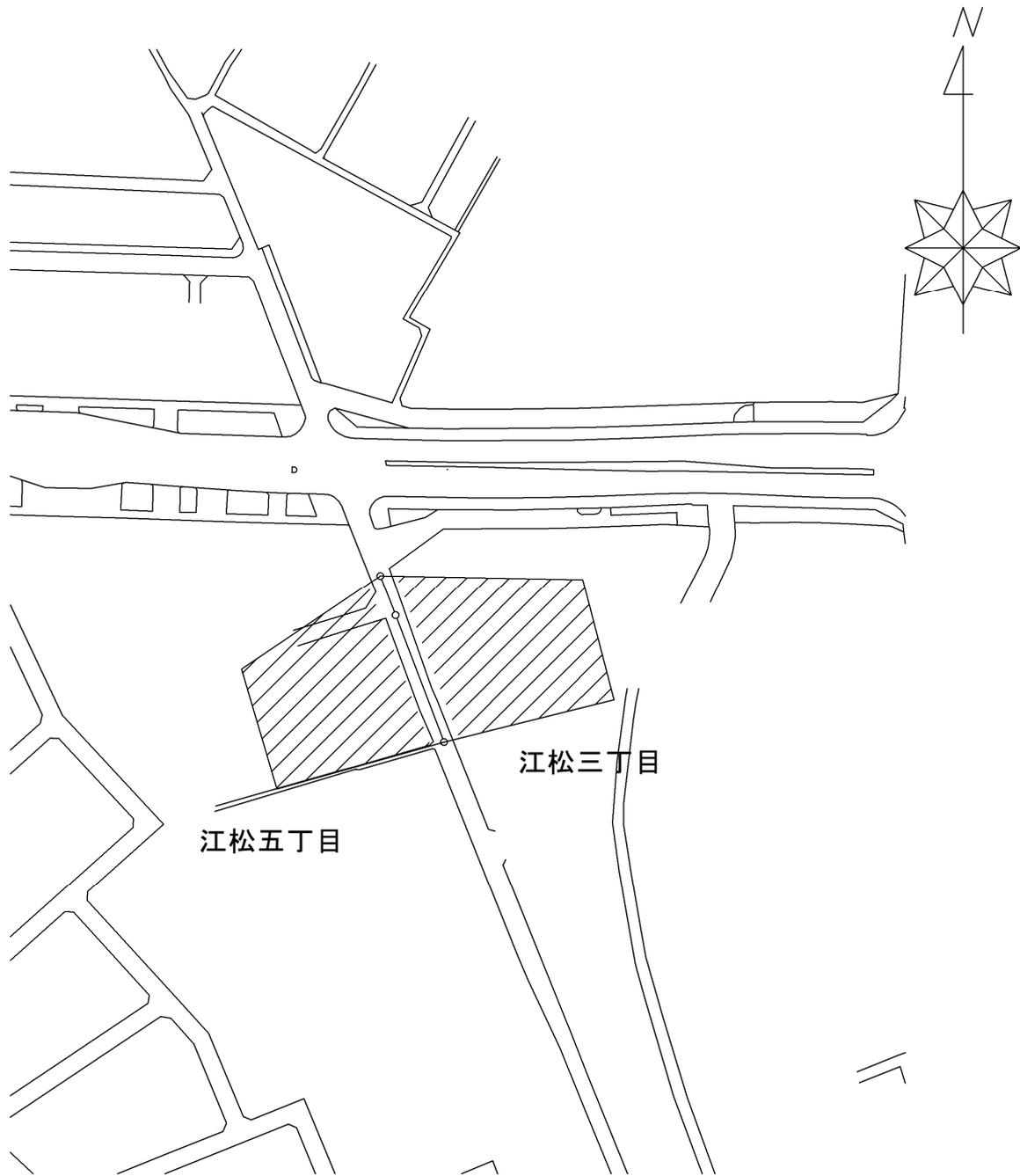


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

中川区（合流式）No. 2

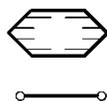
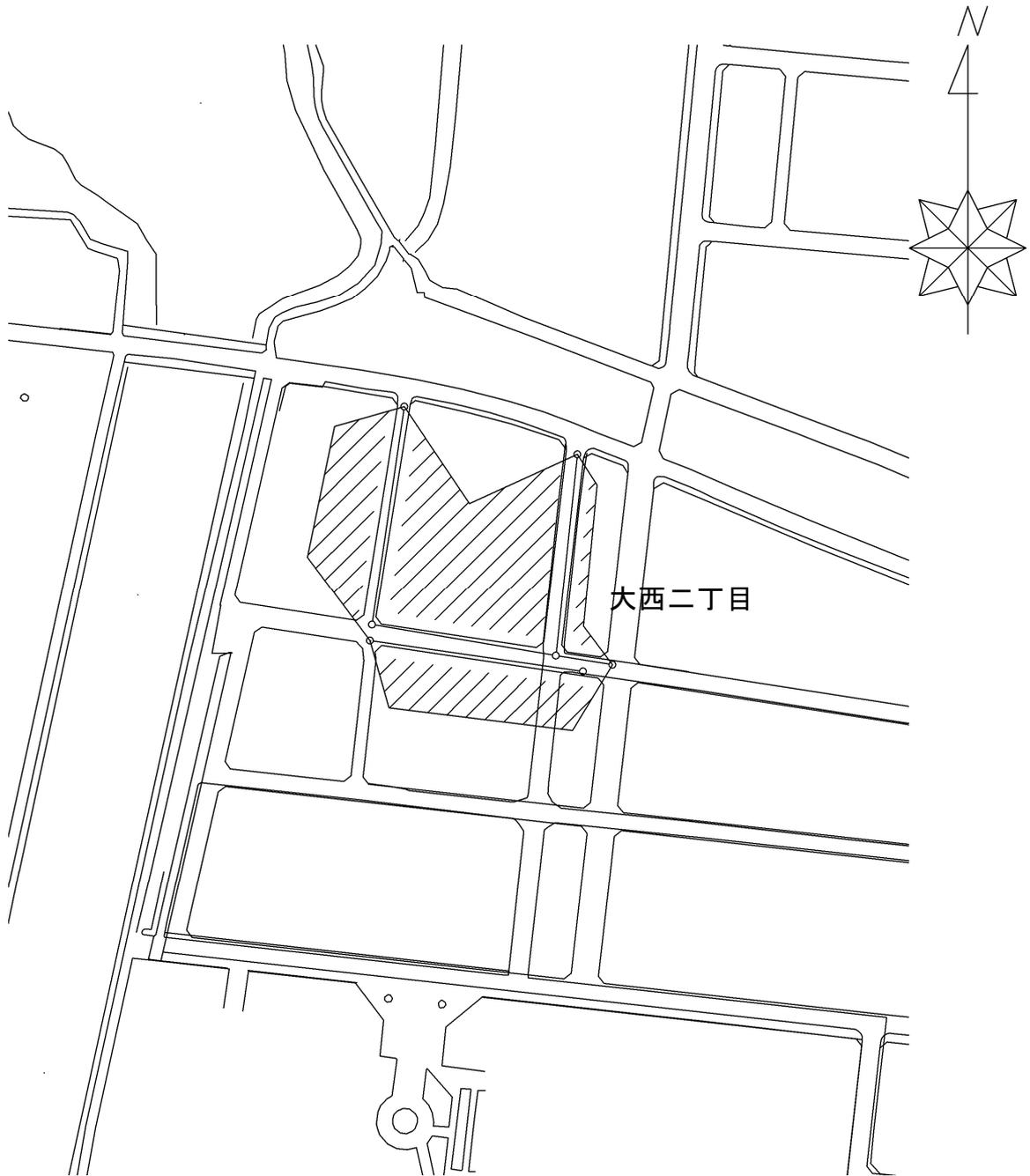


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1

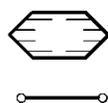
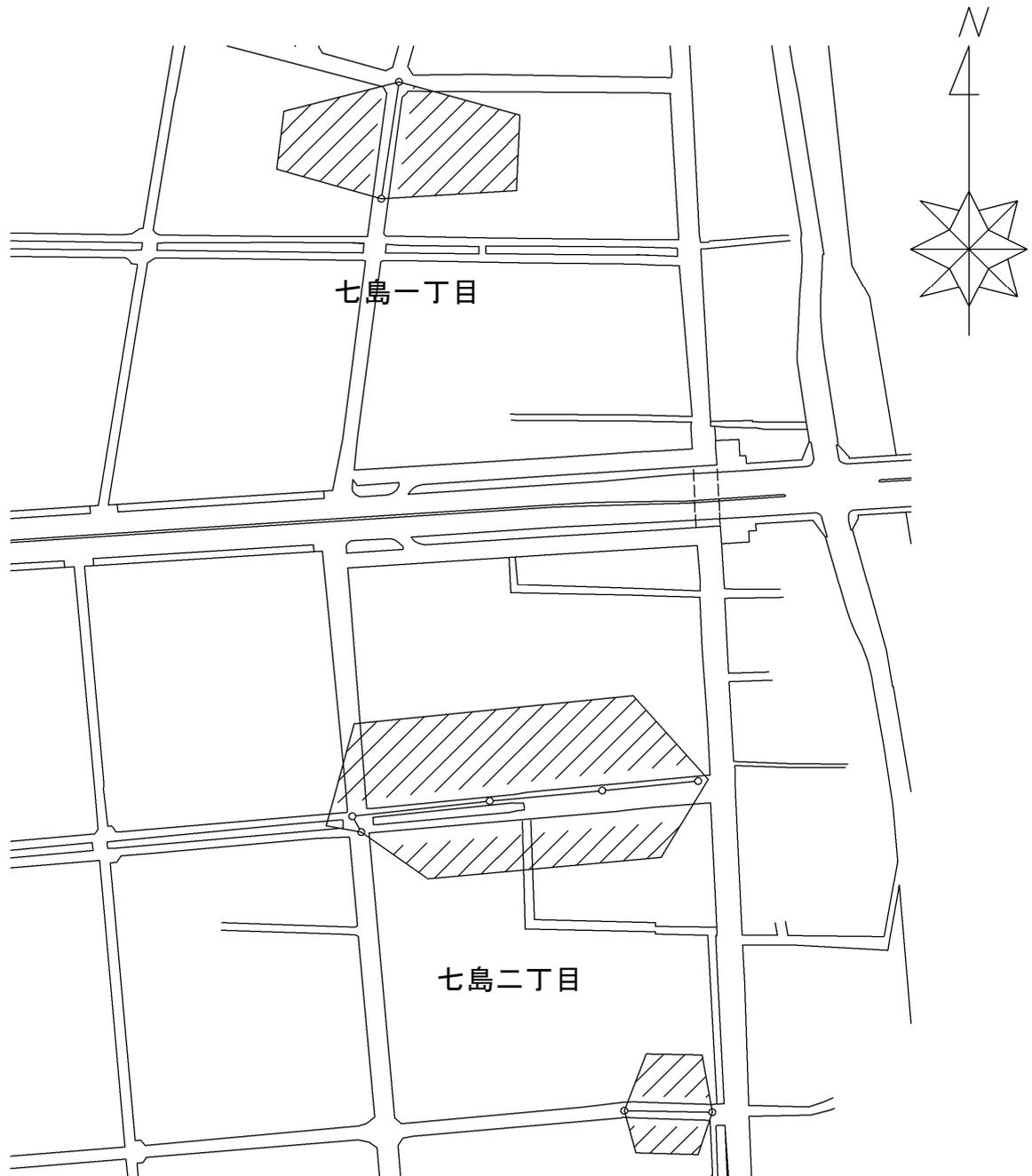


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

港区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第37号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第4財務関係の表主管課公所長の欄第9号中「こと」の次に「。ただし、経理課長に合議しなければならない」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年10月15日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JRセントラルタワーズ・JRゲートタワー・JPタワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ジェイアル東海高島屋	代表取締役 山田 正男	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	変更なし	代表取締役 田中 良司	変更なし	令和2年5月28日
2	(株)三交クリエティブ・ライフ	代表取締役 藤井 俊彰	名古屋市中区錦三丁目5番27号	変更なし	代表取締役 武藤 隆行	変更なし	令和2年6月16日
3	(株)トレセンテ	代表取締役 三好 秀樹	東京都中央区新川二丁目15番11号	変更なし	代表取締役 平岩 誠	変更なし	令和2年5月29日
4	(株)郵便局物販サービス	代表取締役 速水 真悟	東京都江東区東陽四丁目1番13号	変更なし	代表取締役 日野 和也	変更なし	令和2年6月26日

5	(株)ヴィ・ド ・フランス	代表取締役 村上 知義	東京都千代 田区岩本町 三丁目10番 1号	変更なし	代表取締役 神崎 朗	変更なし	令和 2年 3月 13日
6	(株)伊織	代表取締役 村上 雄二	愛媛県松山 市湯渡町10 番25号	(株)エイトワ ン	変更なし	変更なし	令和 2年 8月 1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 5までの小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 6の小売業者については、名称変更のため

5 届出の日

令和 2年10月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年10月15日から令和 3年 2月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- ### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 2月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年10月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年10月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第64号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第65号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第66号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第67号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第68号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第69号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第70号議案 農用地利用配分計画案に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課